

7月9日から外国人の方の住民登録の制度が変わります

主な変更点

外国人の方も住民票が作成されます

日本人と外国人がいる世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになります。

～住民票の作成対象者～

観光などの短期滞在者などを除いた、中長期間在留する外国人で、日本に住所を有する以下の方です。

中長期在留者(在留カード交付対象者)

主に「日本人の配偶者等」「定住者」「技術」「人文知識・国際業務」「留学」や「永住者」などの在留資格を持つ方

日本に在留資格をもって在留する外国人で、3カ月以下の在留期間が決定した方や「短期滞在」「外交」「公用」の在留資格の方は対象になりません。

特別永住者

一時庇護許可者または仮滞在許可者

出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

転出、転入の手続き方法が変わります

他の市区町村へ転出の際には転出届をする必要があります。転入の際には前住居地での転出届で交付された転出証明書と世帯全員分の在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちください。

外国人登録証明書に替わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます

中長期在留者の方には、在留カードを、特別永住者の方には、特別永住者証明書を交付します。交換の時期は表をご覧ください。

一定の期間は、外国人登録証明書が在留カードまたは特別永住者証明書と見なされます。

在留カードへの切り替え手続き

| 在留資格 | 切り替え手続き | 申請場所 |
|-------|------------------------------------|-------|
| 永住者 | 7月9日から3年以内に申請し、在留カードへ切り替えます。 | 入国管理局 |
| 永住者以外 | 在留資格の変更、在留期間の更新をするときに在留カードへ切り替えます。 | 入国管理局 |

在留カードの交付対象にならない方(在留資格のない方・短期滞在の方・3 ヶ月以下の在留期間の方)は、入国管理局へ外国人登録証明書を返納してください。

引っ越した方、在留期間の更新などをしていない方は早めの手続きを

住民票は、外国人登録の内容を基に作成されます。5 月頃に仮住民票を送付しますので、新しい住所に引っ越していても、区役所に届け出をしていない方は、住所の確認ができないため、住民票が作成されない場合があります。

また、入国管理局や区役所への手続き忘れなどで、在留期間の更新や在留資格の変更をしていない方は、早めに所定の手続きをしてください。

新制度への円滑な移行にむけて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

在留カードに関すること

入国管理局ホームページ

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/

外国人在留総合インフォメーションセンター

(平日午前8時30分～午後5時15分)

TEL:0570-013904(IP電話・PHS・海外は5796-7112)

住民票に関すること

総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html